

山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領

(平成26年12月1日施行)

山 梨 県

山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領

この要領は、山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱に基づき県が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び監理業務並びに土木施設の維持管理業務（以下「県工事」という。）の適正かつ円滑な施工を確保するため、県が行う指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

（指名停止）

- 第1 県土整備部長は、山梨県建設工事入札参加有資格者名簿に登載された業者（以下「業者」という。）が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当すると認められるときは、必要に応じて指名停止等措置検討委員会の意見を聴き、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該業者について指名停止を行うものとする。
- 2 県土整備部長は、別表第2の措置要件第4号から第9号までの暴力団関係者等を理由として指名停止を行うときは、あらかじめ県警本部長の意見を聴くものとする。
- 3 県土整備部長が指名停止を行ったときは、県工事を所管する関係部局及び出先機関の長（以下「関係機関の長」という。）は、工事の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る業者を指名してはならない。当該指名停止に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負業者及び共同企業体に関する指名停止）

- 第2 県土整備部長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負業者があることが明らかになったときは、当該下請負業者について、元請負業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 県土整備部長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員である業者について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

- 第3 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期はそれぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 県土整備部長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 県土整備部長は、業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生

じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長することができるものとする。

5 県土整備部長は、指名停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができるものとする。

6 県土整備部長は、指名停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4 県土整備部長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

一 談合情報を得た場合、又は県土整備部長が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第11号、第13号又は第15号に該当したとき。

二 別表第2第10号から第15号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

三 別表第2第10号、第11号、第12号又は第15号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

四 入札談合等関与行為の排除並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく関係部局長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第10号、第11号、第12号又は第15号に該当する業者に悪質な事由があるとき。

五 県職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第13号から第15号に該当する業者に悪質な事由があるとき。

2 県土整備部長は、別表第2第10号、第11号、第12号及び第15号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすることができる。この場合において、この項前段の期間が別表第2第10号、第11号、第12号及び第15号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。

（工事事務等の報告及び指名停止の通知）

第5 県工事を所管する本庁の課（室）又は出先機関の長は、この要領に該当すると思われる工事事務等が発生したときは、速やかに所管部局長に報告し、所管部局長は別記様式1により県土整備部長にその旨通知するものとする。

2 県土整備部長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、関係機関の長に対しては別記様式2により、当該業者に対しては別記様式3、4、5により遅滞なく通知するものとする。

ただし、当該業者について、県土整備部長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

- 3 県土整備部長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の制限)

- 第6 関係機関の長は、指名停止の期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ県土整備部長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

- 第7 関係機関の長は、指名停止の期間中の業者が当該関係機関の長の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第8 県土整備部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為及び不正行為等に基づく措置の適用範囲)

- 第9 別表第2の措置要件のうち贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、重大な独占禁止法違反行為等を理由として指名停止を行う場合の適用範囲は全国とし、その他の措置要件を理由として指名停止を行う場合の適用範囲は、本県及び関東1都7県内（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、長野県）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この措置要領は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この措置要領の施行前にした措置基準別表第2の贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合及び重大な独占禁止法違反行為等に係る指名停止措置については、つぎのとおりとする。

①原因となる事実又は行為が平成19年3月31日以前に発生したものについては、“平成18年8月1日施行”の措置要領による。（但し、独占禁止法違反行為のうち「不当な取引制限の禁止（カルテル）」等の業務に関するものについては平成18年4月1日施行別表第2第8号を適用する。）

②原因となる事実又は行為が平成19年4月1日～平成21年3月31日の間に発生したものについては、“平成19年4月1日施行”の措置要領による。

③原因となる事実又は行為が平成21年4月1日～平成23年3月31日の間に発生したものについては、“平成21年4月1日施行”の措置要領による。

④原因となる事実又は行為が平成23年4月1日～平成26年11月30日の間に発生したものについては、“平成23年4月1日施行”の措置要領による。

別表第1 山梨県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>2 県の入札参加資格審査申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(粗雑工事)</p> <p>3 県工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>4 県工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、工事を粗雑にした場合においてかしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 第3号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>8 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内</p>

別表第2 贈賄、力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為、不正又は不誠実な行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈 賄)</p> <p>1 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12ヵ月以上24ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 9ヵ月以上18ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>(暴力団関係者等)</p> <p>4 業者である個人又は業者である法人の役員等が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>5 業者である個人又は業者である法人の役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>6 業者である個人又は業者である法人の役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたとき。</p> <p>7 業者である個人又は業者である法人の役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>8 業者である個人又は業者である法人の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>8の2 県工事の施工に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が暴力団関係者もしくは暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められる者であることを知って契約を結んでいるとき、あるいはその相手方が暴力団関係者もしくは暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められる者であることを知らずに契約を結んでいる場合であって、当該暴力団関係者の排除に際し、県の求めに従わなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から12ヵ月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>9 県工事の施工に当たり、受注者が暴力団関係者から不当介入（不当要求又は工事妨害）を受けたにもかかわらず、その旨を発注者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 4 ヶ月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>1 0 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第 1 5 号に掲げる場合を除く。）</p> <p>1 1 県又は県以外の公共機関が県内を地域として発注する工事等（以下「県内の公共工事」という。）に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第 1 5 号に掲げる場合を除く。）</p> <p>1 2 県外の公共機関が発注する工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 6 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 2 ヶ月以上 2 4 ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>1 3 県内の公共工事に関し、業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第 1 5 号に掲げる場合を除く。）</p> <p>1 4 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2 ヶ月以上 2 4 ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>1 5 県内の公共工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することになったとき。（当該工事に政府調達に関する協定（平成 7 年 1 2 月 8 日条約第 2 3 号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）</p> <p>イ 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき。（業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 3 6 ヶ月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>ロ 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>1 6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>1 7 請負契約を締結した工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>1 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>

山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領運用細目

(暴力団関係者等の指名停止措置要件について)

措置要件	山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領運用細目
別表第2 第4号	<p>■「経営に実質的に関与している」とは、次のような場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①株主として事実上経営を支配していると認められるとき。 ②顧問、相談役等の肩書を持ち、経営に関与していると認められるとき。 ③家族又は第三者の名義になっているが、名義人と同一生計になっていると認められるとき。 <p>■「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員又は特定の暴力団との繋がりが明らかかな準構成員をいう。</p>
別表第2 第5号	<p>■「業務に関し暴力団関係者を使用した」とは、次のような場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暴力団関係者を使用して、入札において自社が有利となるように他社を妨害したとき。 ②暴力団関係者を使用して、下請に使用するよう他社に強要したとき。 ③暴力団関係者を使用して、工事代金の債務を履行せず、又は不当な値引きを強要したとき。 ④正当な債権であっても、暴力団関係者を使用して、債権の履行を強要したとき。
別表第2 第6号	<p>■「金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた」とは、次のような場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商取引、冠婚葬祭等社会的儀礼行為において社会通念上適切な価格を著しく越えているとき。 ②自社工事の施工に関し、騒音等迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由のない金品を供与したとき。 ③その他正当な理由のない財産上の利益を与えたとき。 ④暴力団関係者が実質的に経営を支配している会社、実質的に運営を支配している団体等に対して、情を知って、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えた場合についても、同様の処分の対象とする。
別表第2 第7号	<p>■「社会的に非難される関係」とは、次のような場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自らが主催するパーティその他の会合に暴力団を招待し、又は暴力団員が参加するパーティその他の会合に招待されること。 ②暴力団関係者と飲食、旅行、ゴルフ、マージャン等を行うこと。 ③暴力団関係者と共同で事業（建設業以外）を行っていること。 ④暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること。 ⑤暴力団事務所や暴力団関係者宅へ出入りすること、又は建設業者の事務所や自宅に暴力団関係者が出入りすること。

様式 1

平成 第 年 月 日

県土整備部長 殿

所管 部 局 長 名

工事事故等報告書

発注者名		
工事名		
施工場所		
業者	商号	
	代表者名	
	許可番号	() 第 号
	営業所所在地	TEL
工事事故等の内容		

※ 工事事故等に係る現場略図等添付のこと

関 係 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

指名停止について

このことについて、次のとおり決定（変更）（解除）したので通知します。

業 者 名	商 号	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	(-) 第 号
	営 業 所 所 在 地	
指 名 停 止 期 間		(変 更) (解 除)
(理 由)		

商号又は名称
代表者氏名 殿

山梨県県土整備部長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が (の) ① 〃 ことは誠に遺憾である。
よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかることのないよう十分注意されたい。② (今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第5第3項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

商号又は名称
代表者氏名 殿

山梨県県土整備部長

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け技管第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名
停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

商号又は名称
代表者氏名 殿

山梨県県土整備部長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け技管第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除し
たので通知する。